

総務財政委員会 令和5年2月17日・20日
区民部 資料1番
所管 戸籍住民課

## 大田区印鑑条例の一部を改正する条例

### 1 改正概要

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、スマートフォンのアプリに電子証明書が搭載可能となり希望者に提供される。

今後、印鑑登録証明書のコンビニ交付においては、マイナンバーカードを用いることなく、スマートフォンを用いて交付を受けることが可能となるため、所要の改正を行う。

### 2 施行日

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に規定する同法第49条の規定につき政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日。

### 3 新旧対照表

別紙資料

以上

大田区印鑑条例（昭和50年条例第36号）新旧対照表

新	旧
○大田区印鑑条例	○大田区印鑑条例
昭和50年3月31日 条例第36号 令和5年 月 日第 号	昭和50年3月31日 条例第36号
第1条から第16条まで（略） （印鑑登録の証明）	第1条から第16条まで（略） （印鑑登録の証明）
第17条 区長は、印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影その他の事項（登録番号及び登録年月日を除く。）の写し（第8条第2項の磁気ディスクに記録されている事項を記載した書類を含む。）について証明する。 （印鑑登録証明の申請）	第17条 区長は、印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影その他の事項（登録番号及び登録年月日を除く。）の写し（第8条第2項の磁気ディスクに記録されている事項を記載した書類を含む。）について証明する。 （印鑑登録証明の申請）
第18条 印鑑登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証を提示して、印鑑登録証明書交付申請書により申請しなければならない。 （印鑑登録証明の制限）	第18条 印鑑登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証を提示して、印鑑登録証明書交付申請書により申請しなければならない。 （印鑑登録証明の制限）
第19条 区長は、前条の規定による申請に際し、印鑑登録証を提示した者に対してのみ、印鑑登録証明書を交付するものとする。 （多機能端末機による印鑑登録証明の申請等）	第19条 区長は、前条の規定による申請に際し、印鑑登録証を提示した者に対してのみ、印鑑登録証明書を交付するものとする。 （多機能端末機による印鑑登録証明の申請等）
第19条の2 前2条の規定にかかわらず、 <u>印鑑登録者は、規則で定めるところにより、多機能端末機（区の電子計算組織と電気通信回線で接続された区又は民間事業者が設置する端末機で、証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。）を利用して、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u>	第19条の2 前2条の規定にかかわらず、 <u>印鑑登録者であつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定により利用者証明用電子証明書の提供を受けているものは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを用いて、多機能端末機（区の電子計算組織と電気通信回線で接続された区又は民間事業者が設置する端末機で、証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。）に当該利用者証明用電子証明書に係る暗証番号を自ら入力して印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u>

新	旧
<p>第20条から第22条まで (略)</p> <p>付 則</p> <p><u>この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に規定する同法第49条の規定につき政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。</u></p>	<p>第20条から第22条まで (略)</p>